

「調査票①法律に計画等の根拠があるもの」 見直しの検討状況の回答のうちA1として回答があつたもの

資料 7

(地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から何らかの見直しについて検討を行っているもののうち、法令改正を伴うもの)

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
1	市町村計画	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	第5条第1項	市町村	地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(平成26年9月12日告示)において、市町村による共同策定が可能である旨を明確化することを検討するため、今後、医療介護総合確保促進会議において議論を行う。	【全国知事会】 今後議論を行っていただく「医療介護総合確保促進会議」のスケジュールをお示しいただきたい。
2	都道府県障害児福祉計画	児童福祉法	第33条の22 第1項	都道府県	令和3年地方分権提案のあった障害児福祉計画の計画期間の延長について、障害者部会での検討を踏まえ、令和4年中に結論を得た後、その結果に基づいて、令和4年中に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(厚生労働省告示)の改正を行うことを予定。	
3	都道府県障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第89条第1項	都道府県	令和3年地方分権提案のあった障害福祉計画の計画期間の延長について、障害者部会での検討を踏まえ、令和4年中に結論を得た後、その結果に基づいて、令和4年度中に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(厚生労働省告示)の改正を行うことを予定。	
4	市町村障害児福祉計画	児童福祉法	第33条の20 第1項	市町村	令和3年地方分権提案のあった障害児福祉計画の計画期間の延長と市町村が作成する障害児福祉計画の共同策定について、障害者部会での検討を踏まえ、計画期間の延長について令和4年中に結論を得た後、その結果に基づいて、令和4年度中に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(厚生労働省告示)の改正を行うことを予定。	

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
5	市町村 障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第88条第1項	市町村	令和3年地方分権提案のあった障害福祉計画の計画期間の延長と市町村が作成する障害福祉計画の共同策定について、障害者部会での検討を踏まえ、計画期間の延長について令和4年内に結論を得た後、その結果に基づいて、令和4年度中に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(厚生労働省告示)の改正を行うことを予定。	
6	都道府県 子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	第9条第1項	都道府県	令和4年6月15日に成立した「こども基本法」(令和4年法律第77号)第十条第四項には、『都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。』との記載があり、今後、施行準備が行われる。 【実施済み】	
7	都道府県計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律	第9条第1項	都道府県	令和4年6月15日に成立した「こども基本法」(令和4年法律第77号)第十条第四項には、『都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。』との記載があり、今後、施行準備が行われる。 【実施済み】	

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
8	市町村計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律	第9条第2項	市町村	令和4年6月15日に成立した「こども基本法」(令和4年法律第77号)第十条第五項には、『市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。』との記載があり、今後、施行準備が行われる。 【実施済み】	
9	市町村 子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	第9条第2項	市町村	令和4年6月15日に成立した「こども基本法」(令和4年法律第77号)第十条第五項には、『市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。』との記載があり、今後、施行準備が行われる。 【実施済み】	
10	個別避難計画	災害対策基本法	第49条の14 第1項	市町村	これまで、計画の策定が適切であるとの考え方、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月(内閣府防災担当))において示してきたところ、災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和3年法律第30号)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の改正により、避難行動要支援者に係る障害の種類及びその程度、要介護区分等の情報について、マイナンバーの活用による情報連携の対象としたことで、市町村の事務の負担軽減及び効率化が可能となるよう措置した。 【実施済み】	

「調査票①法律に計画等の根拠があるもの」 見直しの検討状況の回答のうちA2として回答があったもの

(地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から何らかの見直しについて検討を行っているもののうち、通知等の改正によるもの)

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
1	市町村地域防災計画	災害対策基本法	第42条第1項	市町村	複数の市町村で共同策定が可能な計画である旨明確化する通知の発出を検討	<p>【全国知事会】 通知の発出スケジュールをお示しいただきたい。</p> <p>【全国町村会】 共同策定が可能であることの明確化だけでなく、地域防災計画との紐づけを要する各種計画やマニュアルとの関係を体系立てて整理し、策定にかかる業務の合理化に資する検討を行っていただきたい。</p>
2	指定棚田地域振興活動計画	棚田地域振興法	第8条第2項	市町村	<p>7月1日に有識者会議を開催し、棚田地域振興法に係るQ & A(関係通知)等の見直し要否、見直し箇所の検討を行った。</p> <p>この結果を踏まえて、棚田地域振興法に係るQ & A(関係通知)において、従来およそ3年間から5年間の期間を設けるよう指導していた「指定棚田地域振興活動計画」の計画期間について、計画達成が見込まれるならば計画期間が3年間に満たないものも認定する解釈を明示し、地方公共団体等が抱き得る疑問を早期に解消する予定。</p> <p>あわせて、法律の日切れへの対処として、計画期間の終期を令和7年3月31日以前に設定する方針を明示し、地方公共団体等が抱き得る疑問を早期に解消する予定。</p> <p>时限立法である棚田地域振興法は、令和7年3月31日限りで失効することが見込まれている。今回の通知は、法律の失効日以降を含んだ活動計画を策定することの有効性や妥当性について、予め画一的な見解を示すことで、自治体が関係省庁に個別に問い合わせたり、判断を検討したりする手間や無駄を解消し、もって自治体の負担軽減に資するものである。なお、明示する時期は検討中ではあるが、年内を目指している。</p>	—

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
3	国際戦略総合特別区域計画	総合特別区域法	第12条第1項	都道府県 市町村	<p>総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)第一1において、 「総合特区は、地域が目指す政策課題の解決の基本的方向性を国と地域とで共有できるものについて総合特区として指定し、その考え方について、国際戦略総合特区にあっては法第9条に基づく国際競争力強化方針、地域活性化総合特区にあっては法第32条に基づく地域活性化方針(以下「総合特区推進方針」という。)としてそれぞれ定めた上で、(中略)国と地域の協働プロジェクトとして進め、具体化した規制の特例措置等について、法第12条に基づく国際戦略総合特別区域計画又は法第35条に基づく地域活性化総合特別区域計画(以下「総合特区計画」という。)として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施することを旨としている。」とされているほか、同項において、「このことにより、総合特区制度は次の二つの機能を発揮することが期待される。 ア)(略) イ) 関係主体の合意に基づく地域の責任ある関与がなされている区域に対し、従来は全国的な展開に踏み切れない規制・制度改革を区域限定で実施し、地域の自主性、自立性を高める突破口とする。」 とあることから、総合特区制度においては既に地方公共団体の自主性・自立性が担保されていると考えているが、今後必要に応じて「総合特別区域計画に係る認定申請の手引き」の改定を実施していくものとする。</p>	<p>【全国知事会】 「今後必要に応じて」手引きの改定をしていただけることだが、「必要」の判断は誰が行い、どのようなスケジュールで改定作業を実施されるのかお示しいただきたい。</p> <p>【全国町村会】 地方公共団体の自主性・自立性が今後も担保されるよう、改定を実施されたい。</p>

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
4	地域活性化 総合特別区域計画	総合特別区 域法	第35条第1項	都道府県 市町村	<p>総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)第一1において、「総合特区は、地域が目指す政策課題の解決の基本的方向性を国と地域とで共有できるものについて総合特区として指定し、その考え方について、国際戦略総合特区にあっては法第9条に基づく国際競争力強化方針、地域活性化総合特区にあっては法第32条に基づく地域活性化方針(以下「総合特区推進方針」という。)としてそれぞれ定めた上で、(中略)国と地域の協働プロジェクトとして進め、具体化した規制の特例措置等について、法第12条に基づく国際戦略総合特別区域計画又は法第35条に基づく地域活性化総合特別区域計画(以下「総合特区計画」という。)として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施することを旨としている。」とされているほか、同項において、「このことにより、総合特区制度は次の二つの機能を発揮することが期待される。 ア)(略) イ)関係主体の合意に基づく地域の責任ある関与がなされている区域に対し、従来は全国的な展開に踏み切れない規制・制度改革を区域限定で実施し、地域の自主性、自立性を高める突破口とする。」とあることから、総合特区制度においては既に地方公共団体の自主性・自立性が担保されていると考えているが、今後必要に応じて「総合特別区域計画に係る認定申請の手引き」の改定を実施していくものとする。</p>	<p>【全国知事会】 「今後必要に応じて」手引きの改定をしていただけることだが、「必要」の判断は誰が行い、どのようなスケジュールで改定作業を実施されるのかお示しいただきたい。</p> <p>【全国町村会】 地方公共団体の自主性・自立性が今後も担保されるよう、改定を実施されたい。</p>

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
5	定時制教育及び通信教育の運営に関する総合計画運営に関する総合計画、定時制教育及び通信教育に従事する教員の現職教育の計画	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法	第3条第2項	都道府県市町村	令和4年度中に既存計画との統合が可能であることを事務連絡等で周知する。	—
6	地方再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律	第8条第1項	都道府県市町村	複数の市町村による共同策定が可能である旨を地方公共団体に周知するため、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」の次回改定時に上記事項を明記予定。	【全国知事会】 次回改定時のスケジュールをお示しいただきたい。
7	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画	津波対策の推進に関する法律	第9条第2項	都道府県市町村	複数の市町村で共同策定が可能な計画である旨明確化する通知の発出を検討。	【全国知事会】 通知の発出スケジュールをお示しいただきたい。

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
8	都道府県棚田地域振興計画	棚田地域振興法	第6条第1項	都道府県	<p>7月1日に有識者会議を開催し、棚田地域振興法に係るQ&A(関係通知)等の見直し要否、見直し箇所を検討した。</p> <p>この結果を踏まえつつ、引き続き都道府県棚田地域振興計画の策定は任意である旨を地方公共団体向け説明会等で周知する予定。</p> <p>また、引き続き地方からの意見を聞き、必要に応じ関係通知の見直しを行う。</p>	<p>【全国知事会】 地方公共団体向け説明会の開催時期をお示しいただきたい。</p>
9	地震防災緊急事業五箇年計画	地震防災対策特別措置法	第2条第1項	都道府県	計画策定の簡略化(他計画との一体策定や手続きの簡素化等)が可能かどうか検討。	<p>【全国知事会】 検討のスケジュールをお示しいただきたい。</p>
10	基本計画	中心市街地の活性化に関する法律	第9条第1項	市町村	<p>基本計画については、第9条第1項において「できる規定」により市町村の自主性に委ねているものであり、義務等を課す制度ではない。</p> <p>基本計画については、統合が可能な既存の計画等は存在せず、また、通知・マニュアル等において必要以上の手続きを課すものではない。</p> <p>なお、中活計画策定に関するマニュアルについては毎年度見直しを行っており、これまでも様式変更など、必要に応じて自治体の負担軽減を図ってきたもの。</p> <p>引き続き、マニュアルの内容について適宜見直しを図っていく。</p>	—
11	津波避難対策緊急事業計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	第12条第1項	市町村	複数の市町村で共同策定が可能な計画である旨明確化する通知の発出を検討	<p>【全国知事会】 通知の発出スケジュールをお示しいただきたい。</p>

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
12	構造改革特別区域計画	構造改革特別区域法	第4条第1項	都道府県市町村	<p>外部有識者を構成員とする評価・調査委員会(令和4年5月開催)において、地方公共団体における事務負担の軽減の観点から、区域計画の変更認定の申請手続の簡素化に関する意見があつたことから、今年度中を目途に関係府省庁と協議し、簡素化可能な変更内容について検討を行う。</p> <p>また、認定申請書類に記載する内容の簡素化により地方公共団体の事務負担軽減を図るため、令和4年度内に認定申請マニュアルの見直しについて検討を行う。</p>	<p>【全国町村会】 区域計画の変更認定の申請手続の簡素化に関して賛同する。</p>
13	整備計画	都市再生特別措置法	第19条の2 第1項	都市再生緊急整備地域協議会 (国、都道府県・市町村、民間事業者等)	計画の策定主体及び検討主体は現在、協議会の下に設置される「部会(自治体は部長級、民間事業者等は役員級が参画)」となっている。そのうち検討主体を、部会の更に下に設置する「検討会(自治体は課長級以下、民間事業者等は部長級以下の実務者が参画)」に移管する等の負担軽減策を懇意し、地方公共団体の負担軽減及び計画策定の迅速化を図る。	<p>【全国知事会】 具体的に主体がいつ頃変更されるのか、スケジュールをお示しいただきたい。</p> <p>【全国町村会】 検討会に主体を移管することで、迅速化が図れるものと考えられる。</p>
14	都市再生駐車施設配置計画	都市再生特別措置法	第19条の13 第1項	都市再生緊急整備地域協議会 (国、都道府県・市町村、民間事業者等)	計画の策定主体及び検討主体は現在、協議会の下に設置される「部会(自治体は部長級、民間事業者等は役員級が参画)」となっている。そのうち検討主体を、部会の更に下に設置する「検討会(自治体は課長級以下、民間事業者等は部長級以下の実務者が参画)」に移管する等の負担軽減策を懇意し、地方公共団体の負担軽減及び計画策定の迅速化を図る。	<p>【全国知事会】 具体的に主体がいつ頃変更されるのか、スケジュールをお示しいただきたい。</p> <p>【全国町村会】 検討会に主体を移管することで、迅速化が図れるものと考えられる。</p>
15	都市再生安全確保計画	都市再生特別措置法	第19条の15 第1項	都市再生緊急整備地域協議会 (国、都道府県・市町村、民間事業者等)	計画の策定主体及び検討主体は現在、協議会の下に設置される「部会(自治体は部長級、民間事業者等は役員級が参画)」となっている。そのうち検討主体を、部会の更に下に設置する「検討会(自治体は課長級以下、民間事業者等は部長級以下の実務者が参画)」に移管する等の負担軽減策を懇意し、地方公共団体の負担軽減及び計画策定の迅速化を図る。	<p>【全国知事会】 具体的に主体がいつ頃変更されるのか、スケジュールをお示しいただきたい。</p> <p>【全国町村会】 検討会に主体を移管することで、迅速化が図れるものと考えられる。</p>

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
16	実施方針	民間資金等による公共施設等の整備等の促進に関する法律	第5条第1項	都道府県市町村	<p>都道府県・市町村を含む公共施設等の管理者等は、PFIの手法を用いて事業を行おうとするときには実施方針を定めることになるが、PFI事業の実施は公共施設等の管理者等の判断に委ねられており、実施を強制しているものではない。</p> <p>実施方針は、PFI事業の選定及び民間事業者の選定における公平性の担保、PFI事業のプロセスの透明性の確保の観点から、民間事業者がPFI事業への参入を検討する上で必要な事項を定めるもので、策定時の国への協議や届出等は不要としている。</p> <p>内閣府においては、公共施設等の管理者等が実施方針の策定を円滑に進められるよう、ガイドラインを策定している。ガイドラインは国がPFI事業を実施する上での実務上の指針であるが、地方公共団体が実施するPFI事業においては参考となるものと位置付けているにすぎず、ガイドライン上にもその旨を明記しているが、今後も様々な機会に改めてその旨を周知する。また、今後新たにガイドラインやマニュアル等を策定する場合にも、同様の趣旨を徹底していく。</p>	—
17	定員管理・給与適正化計画	地方財政法	第33条の8 第2項	都道府県市町村	令和4年9月までに、自治体の負担軽減を図るため、計画の記載内容を一部削除するなど、様式の簡素化を検討する。	—

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
18	地域気候変動適応計画	気候変動適応法	第12条	都道府県市町村	<p>「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)に基づき、地域気候変動適応計画策定マニュアルについて、地域気候変動適応計画が地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体の判断により策定されるものであること、環境以外の分野の行政計画であっても気候変動適応に関する内容が含まれる場合には地域気候変動適応計画と位置付けることが可能であることを明確化し、また、複数の都道府県や市区町村による共同策定を推進するため、共同策定する際の参考となる考え方等の記載内容を充実させるとともに、計画策定の負担軽減に資するツールの提供を含め、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度中に改正する。</p>	
19	地域再生計画	地域再生法	第5条第1項	都道府県市町村	<p>「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)に従い、地域再生計画並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出窓口については、令和5年度事業に係る申請から一本化を実施することができるよう、引き続き実務面での検討を行う。</p> <p>地域再生計画及び実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化に向けて引き続き検討を行う。</p>	

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
20	都道府県計画	住生活基本法	第17条第1項	都道府県	令和3年6月、都道府県が定める耐震改修促進計画、賃貸住宅供給促進計画等と統合して策定することができる旨を通知発出済み(令和3年6月30日付け国土交通省住宅局長、国土交通省大臣官房土地政策審議官通知)。 【実施済み】	
21	都道府県 耐震改修促進計画	建築物の耐震 改修の促進に 関する法律	第5条第1項	都道府県	令和3年6月、都道府県が定める住生活基本計画等と統合して策定することができる旨を通知発出済み(令和3年6月30日付け国土交通省住宅局長、国土交通省大臣官房土地政策審議官通知)。 【実施済み】	
22	地方公共団体 実行計画	地球温暖化対 策の推進に關 する法律	第21条第1項	都道府県 市町村	「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)に基づき、令和4年3月31日付け環境省大臣官房環境計画課・環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室・環境省地球環境局総務課気候変動適応室事務連絡を地方公共団体あて発出。 【実施済み】	
23	都道府県 まち・ひと・しごと 創生総合戦略	まち・ひと・しご と創生法	第9条第1項	都道府県	「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)に基づき、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、令和4年5月に「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」を改訂し、地方公共団体あて発出。 【実施済み】	

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
24	市町村 まち・ひと・しごと 創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法	第10条第1項	市町村	「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)に基づき、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、令和4年5月に「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」を改訂し、地方公共団体あて発出。 【実施済み】	
25	市町村 耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第6条第1項	市町村	令和3年6月、市町村が定める住生活基本計画等と統合して策定することができる旨を通知発出済み(令和3年6月30日付け国土交通省住宅局長、国土交通省大臣官房土地政策審議官通知)。 【実施済み】	
26	行動計画	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	第8条第1項	都道府県 市町村	「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)に基づき、令和4年3月31日付け環境省大臣官房環境計画課・環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室・環境省地球環境局総務課気候変動適応室事務連絡を地方公共団体あて発出。 【実施済み】	
27	都道府県 賃貸住宅供給促進 計画	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第5条第1項	都道府県	令和3年6月、住生活基本法に規定する住生活基本計画(都道府県計画)等と統合して策定することができる旨を通知発出済み(令和3年6月30日付け国土交通省住宅局長、国土交通省大臣官房土地政策審議官通知)。 【実施済み】	

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
28	都道府県復興方針	大規模災害からの復興に関する法律	第9条第1項	都道府県	令和4年6月、大規模災害復興法に係るQ&Aを作成済み。大規模災害復興法が平成25年に施行されて以降、当該条項が適用された実績がないことから、地方公共団体が復興方針を作成するときの参考となる内容としている。 【実施済み】	
29	都道府県高齢者居住安定確保計画	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第4条第1項	都道府県	令和3年6月、住生活基本法に規定する住生活基本計画(都道府県計画)等と統合して策定することができる旨を通知発出済み(令和3年6月30日付け国土交通省住宅局長、国土交通省大臣官房土地政策審議官通知)。 【実施済み】	
30	第二種特定鳥獣管理計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第7条の2第1項	都道府県	以下について、令和3年12月に「環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡」を地方公共団体あて発出済み。 ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画と第二種特定鳥獣管理計画について、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることの明確化 ・ 管理計画を策定するに当たり自然環境保全法の規定により置かれる審議会(その他の合議制の機関)の意見を聴かなければならないとされていることについては、管理計画に関し別途設置される検討会等を合議制機関の下に部会等を設置することで代替するなど、都道府県の判断で柔軟に手続の簡素化・合理化を図ることが可能である旨の明確化 【実施済み】	
31	空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法	第6条第1項	市町村	令和3年6月、市町村が定める住生活基本計画等と統合して策定することができる旨を通知発出済み(令和3年6月30日付け国土交通省住宅局長、国土交通省大臣官房土地政策審議官通知)。 【実施済み】	

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
32	市町村 賃貸住宅供給促進 計画	住宅確保要配慮者に対する 賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第6条第1項	市町村	令和3年6月、市町村が定める住生活基本計画等と統合して策定することができる旨を通知発出済み(令和3年6月30日付け国土交通省住宅局長、国土交通省大臣官房土地政策審議官通知)。 【実施済み】	
33	市町村 高齢者居住安定 確保計画	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第4条の2 第1項	市町村	令和3年6月、市町村が定める住生活基本計画等と統合して策定することができる旨を通知発出済み(令和3年6月30日付け国土交通省住宅局長、国土交通省大臣官房土地政策審議官通知)。 【実施済み】	
34	復興計画	大規模災害からの復興に関する法律	第10条第1項	都道府県 市町村	令和4年6月、復興計画の作成に係るマニュアルを作成済み。大規模災害復興法が平成25年に施行されて以降、当該条項が適用された実績がないことから、地方公共団体が復興計画に関する制度を十分に活用するために、同法、及び関係政省令告示に規定されている手続等について解説している。 【実施済み】	

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
35	マンション管理適正化推進計画	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第3条の2第1項	都道府県 市町村	<p>令和3年6月、住生活基本法に基づく住生活基本計画等と統合して策定することができる旨を通知発出済み(令和3年6月30日付け国土交通省住宅局長、国土交通省大臣官房土地政策審議官通知)。</p> <p>令和4年4月、「マンション管理適正化推進計画 作成の手引き」を作成し、住生活基本計画や空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画と統合して策定することができる旨を周知済み。</p> <p>【実施済み】</p>	
36	地域住宅計画	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法	第6条第1項	都道府県 市町村	<p>令和3年6月に、都道府県が策定するものについては、住生活基本法に基づく住生活基本計画(都道府県計画)等と統合して策定することができる旨を通知発出済み(令和3年6月30日付け国土交通省住宅局長、国土交通省大臣官房土地政策審議官通知)。</p> <p>市町村が策定するものについても、同通知において、市町村が定める住生活基本計画等と統合して策定することができる旨を周知済み。</p> <p>【実施済み】</p>	
37	地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律	第5条第1項	都道府県 市町村	<p>令和4年2月、地方公共団体へ事業に係る計画の公募通知を発出する際、地方公共団体のより自立的な計画策定及び負担軽減を図るため、申請書類の精選や経費使途の具体化、計画策定支援ツールの提示、地方議会に合わせた審査スケジュールへの変更などの見直しを行った。【実施済み】</p> <p>今後も必要に応じて同旨の見直しを行う。</p>	

「調査票②政省令及び通知・マニュアル等により計画等の策定を要請しているもの」
見直しの検討状況の回答のうちA2として回答があったもの

(地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から何らかの見直しについて検討を行っているもののうち、通知等の改正によるもの)

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
1	地域国際交流推進大綱	地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について(平成元年2月14日付通知)		都道府県 政令指定都市	地域国際化協会を「地域国際交流推進大綱」に位置づけることを不要とする方向で、令和4年中に見直す予定。	—
2	地域経済循環創造事業実施計画書	令和4年4月1日付総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡「ローカル10,000プロジェクトの推進に係る事業の募集について」		都道府県 市区町村	地方公共団体の負担軽減を図るため、令和5年度様式から実施計画書の簡素化(項目の統合等)を行う方向で見直す予定。	—
3	分散型エネルギーインフラプロジェクト(マスターPLAN策定事業) 事業計画書	令和4年4月13日付総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡「分散型エネルギーインフラプロジェクト(マスターPLAN策定事業)に係る事業の募集について(第一次、第二次募集)」		都道府県 市区町村	地方公共団体の負担軽減を図るため、令和5年度様式から実施計画書の簡素化(項目の統合等)を行う方向で見直す予定。	—

	計画の名称	法律名	条項	策定主体	見直しの具体的な検討状況	地方六団体からの見解
4	経営改善計画	公営競技における経営改善の取組に要する経費の財政措置について(平成24年9月7日事務連絡)	4	都道府県 市区町村	現在、計画策定年度の2年前の決算の記載を求めているが、1年前までの記載を求める方向で検討中。 見直し時期に関しては、地方債起債協議に係る計画であることから、次回協議(2次協議(11月))までに見直しを予定。	—
5	旧公害防止対策事業計画	「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財政措置について（通知）」 (令和3年4月1日総財調第6号、総財準第25号、2農振第3721号、2水港第2935号、国水環第154号、国水下事第74号、国港計第49号、環政計発第2103299号)		都道府県 市町村	自治体の負担軽減を図るため、計画の記載内容を一部削除するなど、様式の簡素化を検討する。	【全国知事会】 早期対応を希望し、検討のスケジュールをお示しいただきたい。
6	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業計画	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱	6(1)	都道府県	「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画において、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化について以下の対応を措置済み。 ・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金交付要綱の一部改正について(令和4年3月29日付け環境事務次官通知) ・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱の一部改正について(令和4年3月29日付け環境事務次官通知) ・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要領の一部改正について(令和4年3月28日付け環境省自然環境局長通知) 【実施済み】	
7	公営住宅等長寿命化計画	公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱	第2第1項 第15号	地方公共団体	令和3年6月に、都道府県が策定するものについては、住生活基本法に基づく住生活基本計画(都道府県計画)等と統合して策定することができる旨を通知発出済み(令和3年6月30日付け国土交通省住宅局長、国土交通省大臣官房土地政策審議官通知)。 市町村が策定するものについても、同通知において、市町村が定める住生活基本計画等と統合して策定することができる旨を周知済み。 【実施済み】	